

## 働き方改革に係る包括連携に関する協定書



株式会社西日本シティ銀行（以下「甲」という。）と福岡労働局（以下「乙」という。）とは、相互の連携強化を図ることにより福岡県内の働き方改革及び地域振興等を推進するため次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に密接に連携により、福岡県内の働き方改革を推進し、ひいては地域振興等が図られることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について、協議のうえ連携し、協力する。

- (1) 雇用環境改善等働き方改革に関すること。
- (2) 育児、介護、病気治療等と仕事の両立など、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に関すること。
- (3) 職場定着、人材育成など、雇用の促進と安定に関すること。
- (4) 非正規労働者の処遇改善に関すること。
- (5) 女性・若者・高齢者などあらゆる人材が、働く意欲と能力を発揮できるべくダイバーシティに関すること。
- (6) 多様な正社員、テレワークなど、弾力的な働き方に関すること。
- (7) 労働生産性向上に関すること。
- (8) 乙の施策の周知広報に関すること。
- (9) その他、本協定の目的に資すること。

（協議）

第3条 甲と乙は、本協定の目的を達するため、定期的に協議を行うものとする。

（秘密の保持）

第4条 甲と乙は、本協定に基づく連携及び協力により知り得た情報について、第三者に開示し、または漏らしてはならない。

但し、公知となっている情報、予め相手方の承諾を得た場合、または法令により開示を求められた場合はこの限りでない。

別紙1

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日より1年間とする。なお、期間満了の1か月前までに、甲または乙のいずれかから書面による協定終了の通知がない場合は、1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（変更及び解約）

第6条 甲または乙のいずれかから、協定内容の変更の申し出があった場合は、その都度協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

甲または乙のいずれかから、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年3月7日

甲：福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号

株式会社 西日本シティ銀行

代表取締役頭取 谷川 浩道

乙：福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目11-1

福岡労働局

局長 野澤 英児